

○黒部市簡易水道給水条例

平成18年 3 月 31日

黒部市条例第191号

改正 平成19年 3 月 23日 条例第16号

平成22年12月17日 条例第29号

平成25年 3 月 21日 条例第18号

平成25年12月17日 条例第78号

平成27年12月17日 条例第44号

平成30年12月28日 条例第29号

平成31年 3 月 22日 条例第36号

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第9条—第16条)

第3章 給水(第17条—第21条)

第4章 料金及び手数料(第22条—第31条)

第5章 貯水槽水道(第32条・第33条)

第6章 管理(第34条—第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、黒部市簡易水道の給水に関する事項を定めるものとする。

(対象区域)

第1条の2 この条例の対象となる区域は、黒部市簡易水道事業の設置等に関する条例(平成18年黒部市条例第190号)第3条に規定された簡易水道事業のうち黒部市宇奈月簡易水道、黒部市内山簡易水道、黒部市愛本簡易水道、黒部市音沢東山簡易水道及び黒部市布施山簡易水道とする。

(平19条例16・追加、平25条例18・一部改正)

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、給水の目的で配水管より分岐した給水管及びこれに附属する給水用具をもって構成する設備をいう。

(平19条例16・一部改正)

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 消火栓 消防の用に供するもの

(平19条例16・一部改正)

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設(本管からの取出口数を増す場合を含む。以下同じ。)、改造(給水管口径を増す場合及び市が管理する給水装置を変更する場合をいう。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の設置)

第5条 給水装置は、給水を受ける家屋の所有者(以下「給水装置所有者」という。)でなければこれを設置することができない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(総代理人の選定)

第6条 共用栓使用者は、使用者の中から総代理人を選定し市長の承認を受けなければならない。

(給水分与及び販売)

第7条 給水装置所有者は、給水を他人に分与し、又は販売することができない。ただし、市長の許可を受けたものは、この限りでない。

(給水装置の設置、管理の責任)

第8条 給水装置の設置又は管理に関し第三者において異議があっても、本市はその責めを負わない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(平19条例16・改称)

(給水装置工事の施行)

第9条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平19条例16・一部改正)

(給水装置の撤去又は廃止の請求)

第10条 給水装置の撤去又は廃止の請求者は、未納の使用料及びその他の費用を完納しなければならない。

(平19条例16・一部改正)

(給水装置工事の費用負担)

第11条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する工事費用は、すべて給水装置所有者の負担とする。

(平19条例16・一部改正)

(給水装置の分岐)

第12条 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする者は、その所有者の承諾を受けなければならない。

2 前項によって承諾した者が給水装置を撤去又は廃止するときは、あらかじめ分岐装置者にその旨を通知しなければならない。

(開発行為等の事前協議)

第13条 給水区域において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、私設の維持管理等について、あらかじめ市長と協議をしなければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(平19条例16・全改)

(給水装置の変更等の工事)

第14条 道路の新設、修繕その他の事由によって配水管及び附属用具又はこれに関連する給水装置の移転、改造その他の変更を要するときは、請求がなくても本市がこれを施行し、これに要する一切の費用はその工事を必要とした者の負担とする。

(平19条例16・一部改正)

(不用になった給水装置の処置)

第15条 給水装置の所有者は、水道が不用になったときは、直ちに給水装置の撤去又は廃止を請求しなければならない。

2 本市において給水不用の状態にあると認めるときは、その旨を所有者に通知し、通知不能のときは、公告により給水装置を撤去することがある。

(配水管等の布設)

第16条 給水及び防火のため配水管の布設のない箇所に特に配水管及び消火栓の布設を請求する場合は、請求者は、その工費の一部又は全部を負担しなければならない。

2 前項の場合、工事完成後においては、その配水管は、市に帰属するものとする。

3 第1項における工事の負担率は、市長が定める。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、水道工事その他やむを得ない事由がない限りこれを制限し、又は停止することはない。ただし、市長が公益上その必要を認めるときは、急迫の事情ある場合のほか、あらかじめ日時及び区域を告示してこれを制限し、又は停止することがある。

(平19条例16・一部改正)

(水道使用に関する届出)

第18条 次の場合においては、給水装置所有者若しくは給水装置の使用者(以下「水道使用者」という。)又は総代人より各該当事項について事前に市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。

(2) 本来の用途以外に使用するとき。

(3) 共用栓の使用戸数に異動のあるとき。

(4) 給水装置の所有権を移動するとき。

(5) 給水装置を撤去するとき。

(消火栓の使用)

第19条 消火栓を使用するときは、あらかじめ市長に届け出て立会いを求めなければならない。ただし、火災の場合は、届出を要しない。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓を防火のため使用したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(給水の制限等による損害)

第21条 給水の制限、停止及び断水又は漏水のため損害が生ずることがあっても、本市はその責めを負わない。

### 第4章 料金及び手数料

(平19条例16・改称)

(料金及びメータ使用料)

第22条 水道使用料(以下「料金」という。)及びメータ使用料は、次に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額とし、水道使用者又は特定の料金納付者からこれを徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 宇奈月簡易水道

種別	料金等		料金(1月につき)		メータ使用料 料金(1個 1月につ き)
	基本料金		超過料金(1立方メート ルにつき)		
	水量	料金	500立方メー トルまで	500立方メー トルを超え る分	
口径13ミリメー トル	10立方メートルま で	587円	58円	38円	60円
口径20ミリメー トル	15立方メートルま で	986円	65円		107円
口径25ミリメー トル	20立方メートルま で	1,313円	65円		120円
口径30ミリメー トル	20立方メートルま で	1,313円	65円		180円
口径40ミリメー トル	20立方メートルま で	1,313円	65円		240円
口径50ミリメー トル	100立方メートル まで	6,076円	60円		900円
口径75ミリメー トル	100立方メートル まで	6,076円	60円		1,151円
口径100ミリメ ートル	100立方メートル まで	6,076円	60円		1,727円
臨時用	10立方メートルま で	1,027円		102円	口径に応じ

	で			た使用料
消火栓	1 栓につき15分毎に2,285円。ただし、火災及び消防団の演習の場合は、無料とする。			

(2) 音沢東山・愛本・内山・布施山簡易水道

種別	料金等		料金(1月につき)		メータ使用料
	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)		料金(1個1月につき)
	水量	料金	500立方メートルまで	500立方メートルを超える分	
口径13ミリメートル	10立方メートルまで	731円	73円	45円	60円
口径20ミリメートル	15立方メートルまで	1,200円	80円		107円
口径25ミリメートル	20立方メートルまで	1,600円	80円		120円
口径30ミリメートル	20立方メートルまで	1,600円	80円		180円
口径40ミリメートル	20立方メートルまで	1,600円	80円		240円
口径50ミリメートル	100立方メートルまで	7,885円	78円		900円
口径75ミリメートル	100立方メートルまで	7,885円	78円		1,151円
口径100ミリメートル	100立方メートルまで	7,885円	78円		1,727円
臨時用	10立方メートルまで	1,027円		102円	口径に応じた使用料
消火栓	1 栓につき15分毎に2,285円。ただし、火災及び消防団の演習の場合は、無料とする。				

(平27条例44・全改、平31条例36・一部改正)

(点検日及び料金の算定)

第23条 料金は、定例日にメータの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、これを変更することができる。

(平19条例16・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第23条の2 月の途中において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内であって給水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金は、2分の1とする。
- (2) 使用日数が15日以内であって給水量が基本水量の2分の1を超えるとき、又は給水日数が16日以上のもものは1月とみなして算定する。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 市長は、次に該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

- (1) メータに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用水量が不明なとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が認めるとき。

(平19条例16・一部改正)

(共用給水装置の水量の認定)

第25条 共用給水装置の水量は、各世帯(戸)均等とみなす。ただし、市長が必要と認めるときは、各世帯(戸)の水量を認定することができる。

(使用量の更正徴収)

第26条 給水装置の用途又は種別を変更したとき、及び支栓数を変更したときの使用料は、翌月分より更正徴収する。

(料金の徴収方法及び納期)

第27条 料金は、納額告知書により次のとおり徴収する。

- (1) 宇奈月地区 毎月徴収する。
- (2) その他の地区 2箇月に1回徴収する。ただし、12月から翌年3月までは基本料金を徴収し、超過料金は4月に調整するものとする。

(手数料)

第28条 手数料は、次の区分により徴収する。

- (1) 第9条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。) 1件につき 10,000円
- (2) 第9条第2項の工事検査 1件につき 1,000円
- (3) 第18条第1項第1号の規定により水道の使用を開始するとき。 1件につき 1,047円

(平19条例16・全改、平25条例78・平27条例44・平30条例29・平31条例36・一部改正)

(料金等の減免)

第29条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(平19条例16・平22条例29・一部改正)

(延滞金等)

第30条 市長は、納付期日までに料金を納付しない者があるときは、黒部市税外歳入の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年黒部市条例第76号)による督促手数料及び延滞金を加算して徴収することができる。

第31条 削除

(平22条例29)

## 第5章 貯水槽水道

(貯水槽水道の設置者に対する指導等)

第32条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平19条例16・一部改正)

(設置者の責務)

第33条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努



めなければならない。

## 第6章 管理

(平19条例16・改称)

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

- (1) 給水を濫用し、又は許可を受けないでこれを販売し、分与し、又は用途外に使用したとき。
- (2) 使用量の不正を図ったとき。
- (3) 規定の手続を経ないで給水装置の築造撤去又は加工若しくは変更をしたとき。
- (4) みだりに消火栓、止水栓又は制水弁を開栓したとき。
- (5) 係員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (6) 使用料、工費その他この条例又はこの条例に基づく規則により納付金を期限内に納付しないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(平19条例16・一部改正)

(罰則)

第36条 次の各号いずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造又は撤去した者
  - (2) 正当な理由がなくて、第14条の給水装置の変更の工事施行、第23条の使用水量の計量、第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
  - (3) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者
- 2 詐欺その他の不正の行為により、第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平19条例16・追加、平22条例29・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の宇奈月町簡易水道給水条例(昭和38年宇奈月町条例第20号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月23日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第22条第1項の規定による消火栓の料金及び第28条の規定による手数料は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた申請に係る料金及び手数料について適用し、施行日までになされた申請に係る料金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月17日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水道給水条例第28条及び簡易水道給水条例第22条の規定による料金及びメータ使用料(以下「料金等」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降のメータの点検により算定される料金等について適用し、施行日前のメータの点検により算定される料金等及び施行日以降にメータの点検を行った際に施行日前の期間を含む場合の料金等は、なお従前の例による。
- 3 施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月21日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第78号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第22条の規定による料金及びメータ使用料(以下「料金等」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の料金等について適用し、施行日前の料金等及び施行日前の使用期間を含む場合の料金等は、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月17日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の黒部市簡易水道給水条例第22条の規定による料金及びメータ使用料(以下「料金等」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の料金等から適用し、施行日前の料金等及び施行日前の使用期間を含む場合の料金等は、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月28日条例第29号)

この条例は、平成31年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の黒部市簡易水道給水条例第22条の規定による料金及びメータ使用料(以下「料金等」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の料金等から適用し、施行日前の料金等及び施行日前の使用期間を含む場合の料金等は、なお従前の例による。